

保護者の皆様

初芝橋本中学校高等学校

校長 佐本 一晃

(公 印 省 略)

インフルエンザに罹患した場合の対応について

学校保健安全法では「発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としています。この 2 つの条件を両方満たすまで出席停止となります。

初芝橋本中学校高等学校では、出席停止期間が終わり登校を再開する際に、医療機関で「学校感染症等に係る登校に関する意見書」に記入してもらい提出することを求めてきましたが、医療機関への負担軽減のため、今後は意見書の提出を省略することとします。

※ 発症日とは病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(発熱など)が始まった日で、その日を0日と数えます。

※ 下の表を参考に発症日から日数を計算してください。

[illegible]